

すまいの
総合保険

フルハウス

賃貸アパート・マンションオーナー専用

マンション・オーナーズ総合保険

[すまいの総合保険]



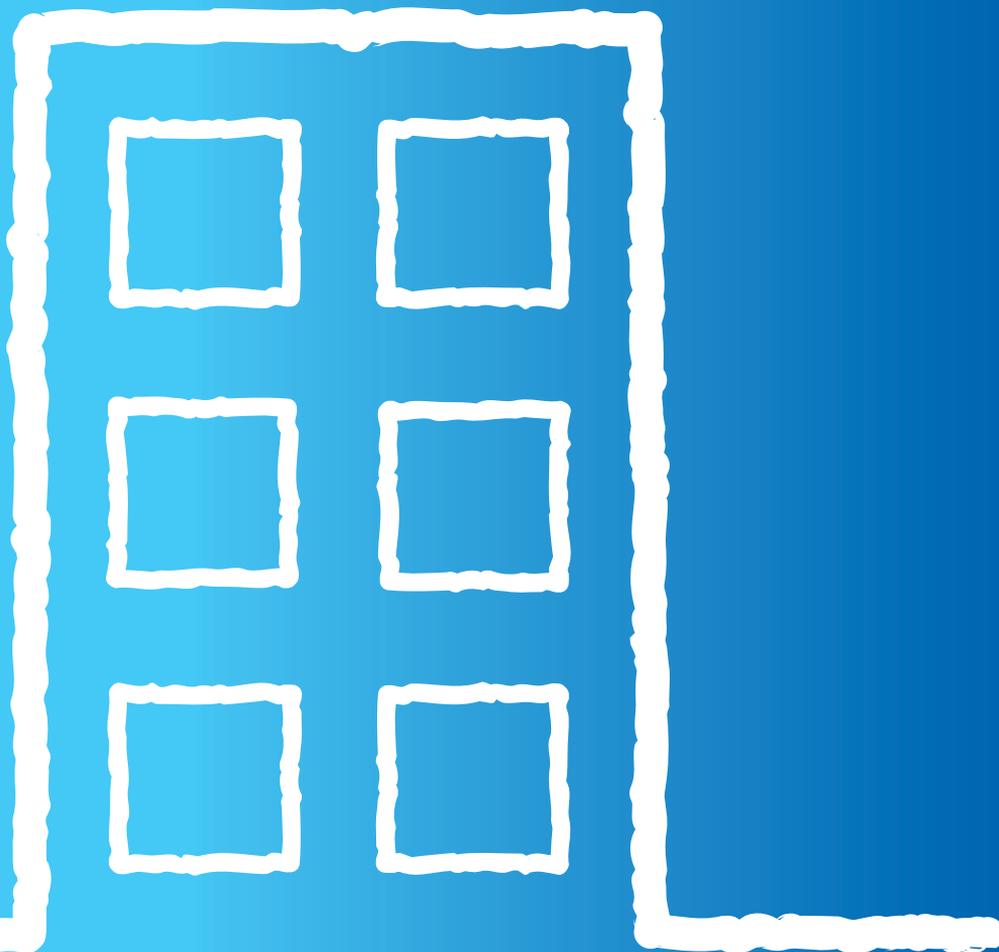
NIPPONKOA
INSURANCE

日本興亜損保
NKSJグループ

2010年8月改定



はじめませんか。
安心サポート!



ECO
FIRST

環境大臣認定
エコ・ファースト企業

安心とゆとりあるオ-



アパート・マンション建物に加え、建物
 <保険のご契約も

① アパート・マンション建物

② アパート・マンション建物に直接付属する設備

(エレベーター設備、電気設備、給排水衛生設備など)



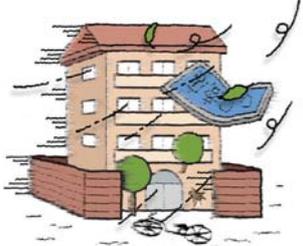
基本補償 Line Up

■ さまざまな事故のとき、建物等^{*1}の修復費用を新築価格基準でお支払い

火災・落雷・破裂・爆発



風災・雹災・雪災^{*2}
 (損害額が20万円以上の場合)



水災^{*3}

(床上浸水もしくは地盤面より45cmを超える浸水による損害が生じた場合、または損害割合30%以上の場合)



盗難

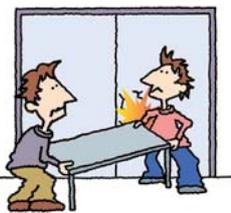


泥棒に窓ガラスをこわされた。

給排水設備の事故などによる
 水濡れ^{*3}



偶然的事故による
 破損など^{*3}



誤って玄関ホールのドアをこわしてしまった。

*1 上記①から④までのものをいいます。 *2 ご希望により損害額が20万円未満の場合もお支払いの対象とすることができます。 *3 ご希望により... *4 空調設備、電気設備、給排水設備、エレベーターなどをいいます。



オプション

■ マンション・オーナーズ総合保険では、オプションとして次の補償をセットいただける

- 家賃の補償**
 - ・アパート・マンション建物が火災にあったため、復旧までの間、家賃収入が減少した。
 - ・近所で犯罪が発生し、アパート・マンション建物への立入禁止命令が出たため、家賃収入が減少した。
- 類焼損害の補償**
 - ・アパート・マンション建物からの失火でお隣の住宅などが焼失してしまった。
- 建物の所有・管理に伴う賠償責任の補償^{*5}**
 - ・アパート・マンション建物の外壁がはがれ落ち、通行人にケガをさせてしまった。

- アパート・マンション建物の入居大家さんへの賠償責任・修理費用の補償^{*5}**
 - ・偶然的事故により、入居者は契約上の修理の責任を負
- 日常生活での賠償責任の補償(個人賠償責任)^{*5*}**
 - ・お風呂の水があふれ出し、隣
 - 個人賠償事故の示談交渉サ
 - 個人賠償責任の補償をセッ
 - 受けし、事故の解決にあたる
 - ※示談交渉サービスのご利
 - 受けられる方)および被害者
 - ※この補償の対象となる事
 - ※賠償責任額が明らかに個人

*5 この補償をセットされる場合、ご契約期間(保険期間)は10年までとなります。
 *6 「個人賠償責任」はアパート・マンション建物の新築年数に応じた保険料体系となっております。補償をセットされる場合はご契約時にアパート・マンション

※お支払いする保険金の主な内容、保険金をお支払いできない主な場合は右面および裏面をご覧ください。

オーナーズライフを

付属設備・付属施設も一括して補償します。
 の心配がありません。>

③ アパート・マンション建物に直接付属しない施設

(塀、掲示板、駐車場、自転車置場など)



④ ①から③までの各部分にある畳、建具類

します。
 からの物体の衝突など

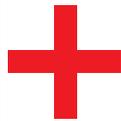


物付属機械設備^{*4}の
 氣的・機械的^{*3}事故



ショートして破損してしまっ

の補償をセットしないこともできま



■充実した費用補償

建てかえ費用^{*3}

ご契約金額(保険金額)を評価額の100%に設定された場合のみセットされます。



アパート・マンション建物が火災により70%以上の損害が生じたので、修理せずに取りこわし、2年以内に建てかえた。

ドアロック交換費用



日本国内において玄関ドアまたは各戸室のドアの鍵を盗まれたので、ドアロック(錠)を取り替えた。

オプション

みずぬ 水濡れ原因調査費用



みずぬ 水濡れ事故が発生し、原因調査に費用がかかった。

その他、次の費用保険金・損害防止費用についてもお支払いします。

- 臨時費用保険金^{*3}
- 残存物取片づけ費用保険金
- 失火見舞費用保険金^{*3}
- 地震火災費用保険金^{*3}
- 修理付帯費用保険金
- 特別費用保険金
- 損害防止費用

※「損害付帯諸費用補償特約」をセットされた場合、「臨時費用保険金」「残存物取片づけ費用保険金」「修理付帯費用保険金」「特別費用保険金」の代わりに「損害付帯諸費用保険金」をお支払いします。

地震保険のおすすめ

地震保険をご契約いただくことにより、地震・噴火またはこれらによる津波(以下「地震等」といいます。)を原因とする火災・損壊・埋没・流失による損害を補償します。

よくあるご質問

Q. 火災保険だけでは、地震等による火災損害は補償されないのですか？
 A. はい。地震保険をご契約いただかない場合、地震等による火災損害だけでなく、火災の発生原因を問わず地震等で延焼・拡大した損害も補償されません。ただし、地震等による火災によって建物が半焼以上となった場合に限り、地震火災費用保険金(ご契約金額(保険金額)の5%相当額。ただし、1事故につき1敷地内ごとに300万円限度)をお支払いします。(地震火災費用保険金不担保特約をセットされた場合はお支払いできません。)
 ※詳しくは「地震保険」パンフレットをご用意しておりますので、取扱代理店または日本興亜損保までお問い合わせください。

地震保険には、建物の建築年月、免震・耐震性能に応じた割引制度がございます。割引適用にあたっては、所定の確認資料のご提出が必要になります。(確認資料をご提出いただけない場合は、割引適用ができませんのでご注意ください。)

けます。

者を一括して補償します。

が大家さんに対し、法律上の損害賠償責任をま

皆下に損害を与えてしまった。

ービス
 トされた場合、日本興亜損保が示談交渉をお引き
 「示談交渉サービス」がご利用いただけます。
 用にあたっては、被保険者(個人賠償責任の補償を
 の方の同意が必要となります。
 故に限ります。
 賠償責任支払限度額を超える場合は対応できません。

ン建物の新築年月をお申し出ください。

お支払いする保険金の主な内容

損害保険金

次の偶然な事故により建物等*1に損害が生じた場合、その再調達価額(新価)*2に基づき算出した損害額を損害保険金としてお支払いします。[ご契約金額(保険金額)が限度] ①火災 ②破裂・爆発 ③落雷 ④風災・雹災・雪災[損害額が20万円以上となった場合]*3 ⑤建物外部からの物体の飛来・衝突など ⑥給排水設備または他の戸室で生じた事故による水濡れ*4 ⑦騒擾、労働争議に伴う暴力行為または破壊行為など ⑧盗難 ⑨台風、暴風雨などによる洪水・高潮・土砂崩れなどの水災[損害割合が30%以上の場合または床上浸水もしくは地盤面より45cmを超える浸水による損害が生じた場合]*5 ⑩①から⑨まで以外の偶然な事故[1事故につき自己負担額1万円*6]*7

*1 被保険者が所有する物のうち、次のものをいいます。①契約申込書記載のアパート・マンション建物 ②①に直接付属する設備(エレベーター設備、電気設備、給排水衛生設備など) ③①に直接付属しない施設(塀、フェンス、掲示板、駐車場、自転車置場、集会室など) ④①から③までの各部分にある畳、建具類

*2 同一の構造、質、用途、規模、型、能力の物を再築するのに要する額(修理可能な場合は再築費用と修理代金のいずれか低い額)をいいます。

*3 ④は風・雹・雪災の定額免責設定特約をセットされた場合、損害額が20万円未満のときもお支払いの対象となります。

*4 ⑥は水濡れ損害不担保特約をセットされた場合、お支払いの対象となりません。

*5 ⑨は水災不担保特約をセットされた場合、お支払いの対象となりません。

*6 自己負担額は、3万円または5万円からもご選択いただけます。

*7 ⑩は建物危険限定補償特約をセットされた場合、お支払いの対象となりません。

建物付属機械設備等電気的・機械的事故補償特約の保険金
建物の付属機械設備などについて、電気的・機械的事故によって生じた損害について損害保険金をお支払いします。[1事故につき自己負担額1万円*8]
*8 上記⑩の事故で自己負担額3万円または5万円をご選択いただいた場合、その金額となります。
※建物付属機械設備等電気的・機械的事故補償特約をセットされない場合、お支払いの対象となりません。

財産の補償(住居部分のある建物に対する補償)

費用保険金・損害防止費用

建てかえ費用保険金
(ご契約金額を評価額の100%に設定された場合のみセットされます。)
上記①から⑩までの事故による建物の損害割合が70%以上となった場合に「ご契約金額-損害保険金」を限度に建てかえ費用(実費)をお支払いします(損害が生じた日から2年以内に同一用途の建物へ建てかえた場合に限り)。また、建てかえに伴う取りこわし費用(実費)もお支払いします。[建てかえ費用保険金の10%限度]
※建てかえ費用補償特約をセットされない場合、お支払いの対象となりません。

建てかえ時特別費用保険金
建てかえ費用保険金をお支払いする場合にお支払いします。[ご契約金額の10%相当額。ただし、1事故につき1敷地内ごとに200万円限度]
※建てかえ費用補償特約をセットされない場合または損害付帯諸費用補償特約をセットされた場合、お支払いの対象となりません。

ドアロック交換費用保険金
日本国内において保険の対象である建物のドアの鍵が盗まれた場合、ドアロック(錠)の交換に必要な費用(実費)をお支払いします。
[1事故につき合計200万円限度。ただし、1つのドアロック(錠)あたり3万円限度]

臨時費用保険金
上記①から⑦までの事故により損害保険金をお支払いする場合にお支払いします。[上記①から⑦までの損害保険金の30%*9相当額。居住専用建物の場合:1事故につき1敷地内ごとに100万円限度。それ以外の建物の場合:1事故につき1敷地内ごとに500万円*9限度]
*9 損害保険金の10%(建物の種類によらず100万円限度)とすることもできます。
※臨時費用保険金不担保特約または損害付帯諸費用補償特約をセットされた場合、お支払いの対象となりません。

残存物取片づけ費用保険金
上記①から⑦までの事故の際、残存物の取片づけに必要な費用(実費)をお支払いします。[上記①から⑦まで損害保険金の10%限度]
※損害付帯諸費用補償特約をセットされた場合、お支払いの対象となりません。

失火見舞費用保険金
保険の対象である建物から発生した上記①または②の事故で、第三者の建物などに損害を与えた場合の見舞金の費用をお支払いします。[1被災世帯あたり50万円。ただし、1事故につきご契約金額の20%限度]
※失火見舞費用保険金不担保特約をセットされた場合、お支払いの対象となりません。

地震火災費用保険金
地震等を原因とする火災により建物が半焼以上となった場合にお支払いします。[ご契約金額の5%相当額。ただし、1事故につき1敷地内ごとに300万円限度]
※地震火災費用保険金不担保特約をセットされた場合、お支払いの対象となりません。

修理付帯費用保険金
上記①から⑩までの事故の際に生じる原因調査費用(実費)や仮修理の費用(実費)などをお支払いします。[居住専用建物の場合:1事故につき1敷地内ごとにご契約金額×10%または100万円のいずれか低い額が限度。それ以外の建物の場合:1事故につき1敷地内ごとにご契約金額×30%または1,000万円のいずれか低い額が限度]
※損害付帯諸費用補償特約をセットされた場合、お支払いの対象となりません。

特別費用保険金
上記①から⑩までの事故によりご契約金額と同額の損害保険金をお支払いする場合にお支払いします。[損害保険金の10%相当額。ただし、1事故につき1敷地内ごとに200万円限度]
※損害付帯諸費用補償特約をセットされた場合、お支払いの対象となりません。

水濡れ原因調査費用保険金
(特約をセットされた場合のみ)
建物に生じた水濡れ事故の原因調査のための費用をお支払いします。[1事故かつご契約期間(長期契約の場合は同一契約年度)を通じて100万円限度]ただし、建物に損害が生じ、修理付帯費用保険金をお支払いする場合はお支払いできません。

損害付帯諸費用保険金
(特約をセットされた場合のみ)
上記①から⑦までの事故により損害保険金をお支払いする場合に、「臨時費用保険金」「残存物取片づけ費用保険金」「修理付帯費用保険金」「特別費用保険金」の代わりにお支払いします。(上記①から⑦までの損害保険金の30%*10相当額。居住専用建物の場合:1事故につき1敷地内ごとに300万円*10限度。それ以外の建物の場合:1事故につき1敷地内ごとに500万円*10限度)
*10 損害保険金の30%(建物の種類によらず100万円限度)または損害保険金の10%(建物の種類によらず100万円限度)とすることもできます。

損害防止費用
上記①から⑩までの事故で、消火活動のために支出した必要または有益な費用(実費)をお支払いします。

水道管修理費用保険金
(建物危険限定補償特約をセットされた場合のみ)
水道管が凍結によりこわれた場合、修理費用(実費)をお支払いします。(1事故につき1敷地内ごとに10万円限度)
※建物危険限定補償特約をセットされない場合は、上記⑩の損害保険金としてお支払いします。

地震保険

～地震保険をご契約の場合に限りです。～
地震等を原因とする火災・損壊・埋没または流失によって、ご契約の建物に損害が生じた場合、損害の程度により右記の金額をお支払いします。

損害の程度	保険金のお支払額
全損	地震保険ご契約金額の100%(時価*11が限度)
半損	地震保険ご契約金額の50%(時価*11の50%が限度)
一部損	地震保険ご契約金額の5%(時価*11の5%が限度)

*11 損害が生じた地およびときにおけるその保険の対象の価額をいいます。

お支払いする保険金の主な内容

オフシモン	家賃損失保険金	次の(a)から(d)までの事由により、復旧期間*1内に生じた家賃の損失に対して保険金をお支払いします。[家賃損失補償特約のご契約金額*2が限度] (a)偶然な事故により保険の対象について損害が生じたこと[ただし、前記①から⑩までの事故により損害保険金のお支払対象となる場合] (b)偶然な事故により電気・ガス・水道の供給が12時間以上中断したこと (c)災害、犯罪などの異常事態の発生に伴う公的機関の避難命令などで建物に住めなくなったこと (d)「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」の定めにより、保険の対象またはその敷地内への立入が制限または禁止されたこと *1 復旧期間は約定期間(3か月から12か月までの間で1か月単位でお決めいただけます。)を限度とします。 *2 家賃損失補償特約のご契約金額は、保険の対象の家賃月額に約定復旧期間月数を乗じた額に合わせてお決めいただけます。
	類焼損害保険金	保険の対象である建物またはこれに収容されている家財から発生した火災、破裂または爆発によって、近隣の住宅またはそれに収容されている家財が滅失、損傷または汚損(煙損害または臭気付着の損害を除きます。)した場合に、再調達価額(新価)を基準に算出した損害額から他の保険契約または共済契約の保険金の額を差し引いた額をお支払いします。(ご契約期間(長期契約の場合は同一契約年度)を通じて1億円限度)
	建物賠償責任保険金	建物の所有または管理に起因する偶然な事故などにより法律上の損害賠償責任を負担されることによって支払うべき損害賠償金*3をお支払いします。[1事故につき建物賠償責任支払限度額が限度]また、日本興亜損保の同意を得て支出された訴訟・裁判上の和解・調停・仲裁に要した費用、示談交渉に要した費用などもお支払いします。 *3 賠償金額の決定には事前に日本興亜損保の承認を必要とします。
	借家人賠償責任修理費用保険金	<借家人賠償責任保険金> 偶然な事故により被保険者*4が借用する保険の対象である建物・戸室に損害が生じた場合に、貸主に対する法律上の損害賠償責任を負担されることによって支払うべき損害賠償金*5をお支払いします。[1事故につき借家人賠償責任支払限度額が限度]また、日本興亜損保の同意を得て支出された訴訟・裁判上の和解・調停・仲裁に要した費用、示談交渉に要した費用などもお支払いします。 <修理費用保険金> 偶然な事故により被保険者*4が借用する保険の対象である建物・戸室に損害が生じた場合に、貸主との契約に基づき支出した修理費用(実費)をお支払いします。[1事故につき自己負担額3,000円、300万円限度] *4 被保険者とは次の方をいいます。 ①保険の対象である建物・戸室に居住している方 ②保険の対象である建物・戸室の賃貸借契約上の借主で、その建物・戸室に居住していない方 *5 賠償金額の決定には事前に日本興亜損保の承認を必要とします。
	個人賠償責任保険金	次の偶然な事故により、他人にケガをさせたり、他人の物をこわしたりしたことにより、被保険者*6が法律上の損害賠償責任を負担されることによって支払うべき損害賠償金*7をお支払いします。[1事故につき個人賠償責任支払限度額が限度]また、日本興亜損保の同意を得て支出された訴訟・裁判上の和解・調停・仲裁に要した費用、示談交渉に要した費用などもお支払いします。 (a)居住用戸室*8の所有、使用、管理に起因する偶然な事故 (b)下記①の方の日常生活にかかわる偶然な事故(海外での事故を含みます。) *6 被保険者とは、次の方をいいます。 ①居住用戸室*8に居住している方(居住者)、居住者の配偶者、居住者またはその配偶者の方と生計を共にする同居のご親族、居住者またはその配偶者の方と生計を共にする別居の未婚のお子様(婚姻歴のない方) ②居住用戸室*8を所有、使用、管理している方で、居住用戸室に居住していない方 ③居住者の親権者またはその他の法定の監督義務者 *7 賠償金額の決定には事前に日本興亜損保の承認を必要とします。 *8 一部または全部が事務所として使用される戸室も含みます。

保険金をお支払いできない主な場合

財産の補償(住居部分のある建物に対する補償)	家賃損失保険金	●故意、重大な過失、法令違反 ●戦争・内乱その他これらに類似の事変または暴動 ●核燃料物質の有害な特性による損害 ●地震等 ●欠陥、自然の消耗・劣化、さび・かび・腐食その他類似の事由、虫食い ●加工・修理または調整中の作業上の過失・技術の拙劣 ●土地の沈下・隆起 など
	類焼損害保険金	●ご契約者、保険の対象である建物の所有者またはその所有者と生計を共にする同居のご親族の故意 ●戦争・内乱その他これらに類似の事変または暴動 ●核燃料物質の有害な特性による損害 ●地震等 など
	建物賠償責任保険金	●故意 ●戦争・内乱その他これらに類似の事変または暴動 ●核燃料物質の有害な特性による損害 ●地震等 ●保険の対象である建物に賃貸する業務以外の被保険者の職務遂行に直接起因する事故 ●同居のご親族に対する損害賠償責任 ●航空機、自動車または施設外における船舶・車両(主たる原動力が人力であるもの、原動機付身体障害者用車いすなどを除きます。)の所有、使用または管理に起因する事故 ●被保険者の日常生活に起因する事故 ●屋根、扉、窓、通風筒などから入る雨または雪などにより財物がこわれたことによる事故 ●建物の修理、改造、取りこわしなどの工事に起因する事故 など
	借家人賠償責任修理費用保険金	●故意 ●戦争・内乱その他これらに類似の事変または暴動 ●核燃料物質の有害な特性による損害 ●地震等 ●差押え、没収などの公権力の行使 ●欠陥、自然の消耗・劣化、さび・かび・腐食その他類似の事由、虫食い ●すり傷、掻き傷、塗料のはがれなどの外観の損傷で、機能に直接影響のない損害 ●電氣的・機械的事故 ●詐欺・横領 ●土地の沈下・隆起 ●風・雨・雹もしくは砂塵の吹込みまたはこれらのものの漏入 など ●電氣的・機械的事故の保険の対象とならない機械設備など
地震保険	個人賠償責任保険金	●故意 ●戦争・内乱その他これらに類似の事変または暴動 ●核燃料物質の有害な特性による損害 ●地震等 ●被保険者の職務遂行に直接起因する事故 ●同居のご親族に対する損害賠償責任 ●航空機、船舶・車両(主たる原動力が人力であるもの、原動機付身体障害者用車いすなどを除きます。)または銃器の所有、使用または管理に起因する事故 ●借用財物の損壊などについての損害賠償責任 など

クーリングオフについて

ご契約のお申込みの撤回または解除を申し出ることができるクーリングオフ制度がございます。詳しくはお申込時にお渡しする重要事項説明書に記載されている「クーリングオフ説明書」をご覧ください。(質権が設定されるご契約はクーリングオフ制度の対象外です。)

保険金お支払い後のご契約について

次の場合を除き、保険金のお支払いが何回あってもご契約金額(保険金額)は満期日まで減額されません。
・損害保険金のお支払額が1回の事故でご契約金額(ご契約金額が再調達価額(新価)を超える場合は、再調達価額(新価)の100%の額となった場合(この場合、ご契約は損害発生時点で終了します。)
・建てかえ費用補償特約により建てかえ費用保険金をお支払いした場合(この場合、ご契約は建物を取りこわした時点で終了します。)

1. OQ修理サービス

鍵あけ・水回りのトラブルでお困りの際、24時間・年中無休体制で修理業者をご紹介します。

作業費用などの実費はお客様のご負担となります。ただし、応急修理*1の費用(出張費用・作業費用)に限り無料となります。(修理業者などをご手配いただく前に「すまいの安心サービス」へご連絡いただくことが条件となります。)

*1 住居用ドアの鍵あけ、トイレのつまり除去などの30分程度の軽作業を行います(それ以外の場合の費用は有料となりますのでご注意ください。)。また、無料でサービスをご利用いただけるのは、契約申込書に記載される保険の対象の所在地の建物で、1契約あたり1年につき1回に限りです。詳しくは「安心ガイド(ご契約のしおり)」をご覧ください。

2. 防犯機能アップ応援サービス

すまいの防犯機能アップに役立つ、ピッキングに強い錠、防犯センサーなどの設置業者をご紹介します。

※上記のサービスは2013年4月現在のもので、一部のサービスについては、地域によってご利用いただけない場合やサービス内容が予告なく変更される場合またはご利用を制限させていただく場合がございますので、あらかじめご了承ください。

※上記サービスのうち、「OQ修理サービス」「防犯機能アップ応援サービス」「住宅相談サービス」「法律相談サービス」「税務相談サービス」は株式会社プライムアシスタンスに、「健康・医療相談サービス」「介護関連相談サービス」は損保ジャパン日本興亜ヘルスケアサービス株式会社にサービスの運営実施を委託しています。

※受付時間などのサービスの詳細につきましては「安心ガイド(ご契約のしおり)」をご覧ください。

3. 住宅相談サービス

住まいの維持管理、リフォームなどすまいに関するさまざまなご相談に対して電話でお応えします。

4. 法律相談サービス

さまざまな法律相談に対して、弁護士が電話で適切なアドバイスを行います。

5. 税務相談サービス

税務全般のご相談に対して、税理士が電話で適切なアドバイスを行います。

6. 健康・医療相談サービス

健康・医療全般のご相談に対して24時間・年中無休体制*2で電話でお応えします。

*2 一部サービスについては、受付時間が異なります。詳しくは「安心ガイド(ご契約のしおり)」をご覧ください。

7. 介護関連相談サービス

介護全般のご相談に対して24時間・年中無休体制で電話でお応えします。

保険料について

●「マンション・オーナーズ総合保険」の保険料は、建物の所在地、用途・用法、構造(柱の材質)または耐火性能などによって異なります。

※法令上の耐火建築物・準耐火建築物に該当する場合または省令準耐火建物に該当する場合にはお申し出ください。

※他社の火災保険契約からお切替えの場合にはお申し出ください。

●「マンション・オーナーズ総合保険」の保険料は、ご契約期間(保険期間)の初日に適用される料率・割引制度などにより決定されます。したがって、ご契約期間の初日以降に、料率改定や割引制度の新設・改定などを行った場合でも、ご契約済みの保険料は変更いたしません。また、これらの改定は予告なく実施することがありますので、あらかじめご了承ください。

※地震保険を自動的に継続する方式で「マンション・オーナーズ総合保険」のご契約期間と合わせてご契約いただく場合、地震保険について料率改定などを行ったときは、自動継続時に地震保険の保険料を変更します。なお、改定を実施する場合には、自動継続前にご案内いたします。

割引制度について

「マンション・オーナーズ総合保険」では、ご契約の保険料に次の割引を適用できる場合がございます。割引適用にあたっては所定の方法により確認させていただきますので、詳しくは取扱代理店または日本興亜損保までお問い合わせください。

割引名称	適用条件の概要
消火設備割引 (併用住宅に限り適用できます。)	自動火災報知設備、屋内消火栓設備、スプリンクラー設備などの消火設備を設置し、所定の条件(昼夜を問わず監視する者がいるなど)を満たしている場合

事故が発生した場合のお手続き

○**ただちにご連絡ください。**

万一事故が発生した場合には、次のいずれかにただちにご連絡ください。ただちにご連絡をいただかせないと、保険金を削減してお支払いする場合がありますのでご注意ください。

●**取扱代理店**(ご連絡先の電話番号は、ご契約後にお届けする保険証券に記載しています。)

●**事故受付センター** 0120-250-119【受付時間:24時間×365日】

○「**休日事故現場急行サービス**」がご利用いただけます。

休日の火災または水濡れにより、お住まいに損害が発生した場合に、初期対応(保険金お支払いまでの流れや補償の対象となる損害についてのご説明など)や損害状況の確認を実施します。

●**ご連絡は上記事故受付センターで承っています。【サービス提供時間:土日、祝日、12/31~1/3の9:00~17:00】**

○**必ず事前にご相談ください。**

賠償事故にかかわる示談交渉は、必ず日本興亜損保とご相談いただきながらおすすめてください。

○**事故のご連絡をいただいた場合には、取扱代理店または日本興亜損保より保険金請求手続きに関してご案内いたします。**

○**保険金請求権につきましては、時効(3年)がありますのでご注意ください。**

- 「マンション・オーナーズ総合保険」はすまいの総合保険(フルハウス)の賃貸アパート・マンションオーナー専用プランのペットネームです。
- ご契約者またはご契約者同一生計の配偶者・ご親族が所有する建物でこれらの方が常時お住まいの場合は地震保険料について地震保険料控除の対象となります。
- 保険料をお払込みの際は、日本興亜損保所定の保険料領収証を交付することとしておりますので、お確かめください。
- 保険証券は大切に保管してください。ご契約後1か月を経過しても保険証券が届かない場合は、最寄りの日本興亜損保にお問い合わせください。
- このパンフレットは「マンション・オーナーズ総合保険」の概要を説明したものです。さらに詳しい内容をお知りになりたい場合は「安心ガイド(ご契約のしおり)」をご用意しておりますので、取扱代理店または日本興亜損保までお問い合わせください。
- ご契約者と被保険者が異なる場合は、このパンフレットに記載された内容を必ずその方にもお読みいただくようお願いいたします。
- ご契約に際しては、契約申込書付属の「契約概要のご説明」「注意喚起情報のご説明」を必ずお読みください。また、「ご契約内容がご希望に沿っていること」「保険料算出に関する事項が正しいこと」をご確認させていただきますので、ご協力いただきますようお願いいたします。
- ご契約の手続きその他ご不明な点については取扱代理店または日本興亜損保までお問い合わせください。
- 取扱代理店は、日本興亜損保との委託契約に基づき、保険契約の締結、保険料の領収、保険料領収証の交付、契約の管理業務などの代理業務を行っております。したがって、取扱代理店とご締結いただいて有効に成立したご契約につきましては、日本興亜損保と直接契約されたものとなります。



日本興亜損害保険株式会社

〒100-8965 東京都千代田区霞が関3-7-3
 お客様サポート室 0120-919-498
 受付時間: 平日の9:00~20:00/土日、祝日の9:00~17:00
 (12/31~1/3を除きます。)
 ホームページアドレス <http://www.nipponkoa.co.jp>

●お申込み・お問合せは下記の取扱代理店まで